

子発0430第3号
令和3年4月30日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が認可外保育施設を指導する際の指針をお示ししてきたところであるが、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第91号）が公布されたこと等を踏まえ、今般、その一部を別紙のとおり改正し、令和3年5月1日から施行することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。